

平成 27 年 6 月 16 日

富山県高等学校教育研究会情報部会会則改正について

第 2 条, 第 3 条の「情報教育」を「情報科教育」に変更する

高等学校学習指導要領解説情報編（平成 22 年 5 月）の下記の記述にあるように、「情報教育」は学校全体で行うものである。本会は教科の部会であるので、教科としての情報科の教育に関する研究を行うことを明確にする。

第 1 部 共通教科情報科編

第 1 章 総説

第 1 節 改訂の趣旨

4 情報教育の中での共通教科情報科の位置付け

(3)高等学校の他教科との関係

高等学校段階における情報教育の実施を、共通教科情報科だけが担うように極めて限定的にとらえてはならない。

第 4 条 「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に変更する

法の改正により、平成 19 年 4 月より特殊教育諸学校は特別支援学校となった。
また、第 2, 3 条に合わせ、“教科「情報」”を“情報科”に変更する。

第 9 条, 第 11～14 条 「委員会」について

平成 19 年度以降、委員は委嘱されておらず、委員会は活動していない。
実態に合わせ、

- ・ 部会長は必要に応じて委員会を設置することができる。
- ・ 委員会についての詳細は、役員会において定める。

とする。

第 18 条 附則について

富山県高等学校教育研究会会則 の表現に合わせる。